

令和5年度第3回瑞穂市障害者計画等策定委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月24日（火）午後1時30分～午後4時00分
- 2 開催場所 瑞穂市民センター 1階 大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 12名
玄 景華、伊藤 慎一、見吉 時夫、田中 正、林 善太郎、勝 尚志、
牛丸 真児、林 たつ美、宇野 睦子、井口 小百合、木野村 恭子、
河合 一恵
 - (2) 事務局
健康福祉部長 佐藤 彰道、福祉生活課長 栗田 正直
福祉生活課 古澤 秀樹、桂川 伸哉
 - (3) コンサル業者
株式会社 名豊 大川 祐希
- 4 議題
 - (1) 計画素案について
 - (2) その他
- 5 会議資料
委員名簿
計画素案について【資料1】

6 議事内容

司 会	定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第3回瑞穂市障害者計画等策定委員会を開催します。 本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部福祉生活課の栗田と申します。 どうぞ、よろしくお願い申し上げます。 本日の会議に、12名中、12名の方にご出席いただいておりますので、出席者が過半数以上となり、瑞穂市附属機関設置条例第8条の規定に基づき、本会議は成立となります。 では、会に先立ちまして、玄会長より、ご挨拶をお願いいたします。
会 長	会長挨拶
司 会	ありがとうございました。 これより議事に移らせていただきます。 これからの議事進行につきましては、瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項に従いまして、会長である玄会長に議長をお願いすることになりますので、よろしくお願いします。
会 長	それではご指名いただきましたので、議長を務めさせていただきます。 議事の進行に、何卒ご協力お願いいたします。 本委員会は、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条の規定により、原則、公開となっております。 この会議を、公開させていただきますが、よろしいでしょうか。 ご賛同いただける方は挙手をお願いしたいと思います。 挙手全員 ありがとうございました。 全員ご賛同いただきましたので、本委員会は、公開とさせていただきます。 次に、同要綱第12条で、この会議の公開は、希望する者に会の傍聴を認めることとなっております。 事務局に確認ですが、今回の会議の傍聴人の申し入れはありましたでしょうか。
事務局	今回は、傍聴をご希望される方はいらっしゃいませんでした。
会 長	はい、それでは引き続きまして、本委員会の会議録について、審議をしたいと思います。 事務局より説明をお願いします。
事務局	会議録作成について説明
会 長	ただ今事務局よりご提案ございましたが、何かご意見等ございますか。 従来通りでございますので、事務局のご提案にご賛同いただける方は、挙手をお願いいたします。 挙手全員

	はい、ありがとうございます。 それでは、挙手全員になりますので、本委員会の会議録については、要点筆記とし、発言した委員の氏名は記載をしないこととします。 会議録は、会長、副会長の了承を経て、公開とさせていただきます。 それでは、今日の会議次第の議事に従って進めていきたいと思います。 議事の（１）計画素案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料に沿って説明
会長	ありがとうございました。 ただいま第４章のところ、第４次瑞穂市障害者計画、ずらっとご説明をいただきました。 ちょっと項目がたくさんありますので、やはり順番に１つずつやっていきたいと思います。 大きな枠組みとしては、基本目標が１、２、３でございます。 １つ目が総合的な生活支援の体制づくり、２つ目が共生社会の基盤づくり、３番目が全ての人にやさしいまちづくりということで、それぞれの項目に紐がついていまして、大体３項目、その項目は、特に変更はございませんので、推進施策のところ、順番に、ご質問、追加・修正等、ご意見ございましたら、順次受けていきたいと思いますのでよろしくお願いします。 まず、保健・医療の分野ということで、６５ページのところ、両括弧になっています保健・医療ということで、推進施策に関しては、丸の数字が入ってきています。 保健・医療に対する考え方が、記載されています。 ①が保健サービスの充実というところで、項目が、次のページにまたがっておりまして、全部で、５項目でございます。 母子保健事業の充実のところ、障がいの予防という言葉から、予防の２文字を削ってくださいということで、修正が入っています。 ここについては、どうでしょうか。 ６６ページのところが、重度障がい者・医療的ケア児への支援の充実で、ここが課題としては大きいのかなと思いますが、いかがでしょうか。 ご質問・ご追加等何かありましたら、挙手していただければ、その都度議論していきたいと思いますが、他はよろしいでしょうかね。 次は６６ページのところが、②になります。 医療サービス・リハビリテーションの充実というところで、今のところがポイントなのかなと思います。 項目は９項目にわたっております。 特に医療の体制整備を充実してほしいというところで、一番上のところは、障がい者の診療体制の整備ということで、バリアフリー化とかユニバーサルデザインの導入など、医療機関等への協力を求めていくということと、コミュニケーションの支援体制の充実についても、協力を依頼していくという形になっております。

他は、いかがでしょうか。

一番下のところは、医療的ケア児支援のための取組ということで、これは自立支援協議会の子ども部会の中で、審議機関を設けておりますので、そこで色々医療ケア児の支援を話し合えたらと思います。

このところは、いかがでしょうか。

何かもう少しここを強調してほしいとか、追加の事項がありましたら、出していただけるといいのかなと思いますが、いいでしょうか。

基本的には、第2期の障害者プランを踏襲しながらやっておりますので、大きな問題はないかなと思います。

それでは、(2)ということで、福祉の分野になってきます。

ここは、推進施策としては3項目ございます。

67ページのところ、1番目が、取り組みということで、SDGsのロゴと言うのですか、3番目と、11番目が挙げてあります。

これは、第3次の時、結構大きなことが入って、説明まで加えていたと思いますが、障害者計画のところは、ロゴだけにしております。

説明自体は前の方に書かれてありますので、そこをご参考いただければと思います。

①が在宅福祉サービスの充実ということで、項目が6項目挙がっておりますが、これも前回の第3次から大きな変更は特になかったと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっとわかりにくいと思いますがよろしいでしょうかね。

ちょっと、総論的にというか、項目は全て挙がっているかなと思いますので。

では、次は、68ページのところが②生活の場の確保ということで、ここは、重点施策となっております。

それは、特に、グループホームに関する需要面が書いてあるということと、公営住宅の情報提供ということになっております。

グループホームについては、色々議論がございましたので、先ほど、市の方からの説明もございましたが、一応、民間事業所の動向の把握と、それを活用するというのと、市有の施設等の有効活用、これは現在、ふれあいホームみずほがございますので、県とのやり取りがあるので、今すぐというわけではないのですが、検討課題に挙げております。

また、もとす広域連合の高齢者施設の活用ということで、これも広域連合の枠の中ですので、今後の協議課題だろうと思いますが、この辺の3項目を検討しながら、グループホームの需要を充足していければということで、検討課題に挙がっております。

第3次の方は、これは実はもう少し、本当は、土地の購入とか、結構具体的に踏み込んで記載されております。

去年から今年にかけて、グループホームの色々な検討会もやっておりますが、まだ課題の整理ができないということで、第4次については、こういう形でお話をしておりますがいかがでしょうか。

A委員	②の生活の場の確保でございますが、グループホームに関するのですが、もちろんこの生活の場というのはすごく大事だと思うのです。 そこで、もう親さんのこの気持ちもものすごくわかるのですが、なかなか、そこまで行けないというか、親さんの気持ちも、本人さんの気持ちも、こういうところで、本当は利用することも、選択の1つかなと思うのですが、そういった、初期のそういう場というのも、今回、こういうのを挙げていませんけど、施策として、親亡き後ということは、もちろんわかるのですが、そこまで踏み切れないっていうか、なぜかと言うと、私もふれあいホームみずほに関わっているのですが、なかなかやっぱりグループホームの話をして、もちろんわかってますと。 だけど、やっぱりそこまではまだ至ってないという中で、やっぱりその中間点というのは、ふれあいホームみずほも検討しておられると思うのですが、そういう場というのも必要なというのをすごく思っているのです。 それと、話は変わりますが、大和園の空き情報が、部屋が今空いているから、こういうのを検討するという中で、今度、逆の立場で、我々みたいな高齢者になって、今、民間の高齢者施設がすごく増えている中で、やっぱり大和園を利用される人も絶対に減っていくか、こういうふうに挙げてしまって、障がい者の空き部屋に例えば何部屋だけ入れたところで、今度逆に、高齢者の人が必要になってきた時はどうするのかというのも、検討されていると思うのですが、そこら辺もお聞きしたいのと、それから、全体的な流れの中で、戻すようなんですけど、例えばこれから色々な施策がなってくる中で、色々な関係機関との話がこの中にいっぱい盛り込まれているのですが、この計画の中で、私たちは色々なものをこういうふうに進めてきますということを挙げていますが、その次が、どういうふうにされていくのかなというのが、一番重要だと思うのです。 例えば、図書館の話でもそうですけれど、図書館の関わってる者の中で、例えば社会教育委員会とか、そういうものが全然知らないというのに対して、こういう計画に、こういうものが挙げられてることも知らされていないとか、そういうところはもっと末端まで、こういうことに計画が挙がっていますからとかいう、そういうのを全部の代表の方が見えているわけじゃないので、こういう委員さんになっているわけじゃないので、そういう中で進めていかないと、ただここに書いてあるだけというだけになって、なかなか浸透していかない、施策が浸透していかないのかなというのはすごく思いますので、そこら辺もやっぱり、市の考えも教えていただきたいなと思います。
会 長	いかがでしょうか。 一つは、大和園の空き状況ですけど、高齢者の動向によって、変わってしまって、一定の活用ができない場合も出てくるだろうと思います。 その点についてということと、あとは、施策の推進にあたって、多分横のつながりができているかということと、具体的に、どういう風にこう、色々

	な施策が挙がってくる中で、これは本当に難しい問題かなとは思いますが、これ2ついかがでしょうか。
事務局	まず、大和園の件でございますが、大和園は、介護保険の特別養護老人ホームでございますとか、デイサービス、ショートステイを持っております。 介護保険関係老人ホームということで、様々な高齢者関連サービスをもっておられるのですが、その中でも、養護老人ホームの需要と言いますか、入所につきましては、現在60床の定員のところが今20床、利用者が20床切っているというような状態と聞いております。 大和園さんもちろんこのままではいけないということで、様々な利用促進を頑張っていますが、高齢者サービスの全てのサービスが、フルに稼働しているわけではなく、サービスによっては稼働が減っている。 コロナによって、利用者が離れてしまって戻ってこなくて、ちょっと赤字経営になってしまったこともあるというところの中で、私共が聞いておりますのは、来年度サービスの見直し、再編を、今後図っていきたいということを考えておられるようです。 その中で、もし高齢者サービスの需要がそれほど、養護の方が特にそうなのですけど、今後そういうふうに見込めないということであれば、障がいの方のサービスの方で活用が可能かどうか、大和園の方からも、瑞穂市に対して、ヒアリングと言いますか、聞き取り調査に見えた時には、私どもとしましては、障がい関係、障害者福祉も、当面の事業の方に、乗り出していただくのも、1つの方法ではないですかということで、お願いをさせていただきました。 今後、少し、こちらはもとす広域連合さんが考えることですので、あまりこちらの方から、強制力と言いますか、そういったこともないので、色々な場を通じて、大和園さんの方でもそういった、高齢者福祉だけではなくて、もし施設に余裕があるようであれば、障がいの方も福祉の方も乗り出してほしいということで、今後、要請をしていきたいと考えています。 あと、こちらは色々な事業、障害者計画を含む色々な事業を挙げさせていただいているのですが、こういったことが、この場の委員さんだけではなくて、各担当課の方もちゃんと周知されているかということかなと思いますが、この計画、今回皆さんにご提出する前に、各課の方へご意見を全て伺って、この内容で、素案をまず示して、このように、福祉生活課としては作ってはみたけれども、それぞれの課の視点から、もう1回見直してほしいということで、見直しをしていただいて、今、この場でお示しさせていただいてるということですので、ひとまずそれぞれこちらに書いてございます事業の方に、担当していただく課につきましては、一応、周知を図っております。 今後この計画が出来上がれば、また例えば、各部の部長が集まって、色々な会議を行う場がありますけれども、そういった場を通じて、計画についてはこのように提案ができたのでよろしくお願いします、であるとか、あと市

	の方の職員が活用しております、ネットワーク、インターネットのシステムがあるのですけれども、そういったものの中にインフォメーション紹介として、この計画を挙げて、このように計画も出来上がったので各担当課におかれましては、それぞれの担当事業について、今後、推進の方を図っていただきたいということで、お願いをしていきたいと考えております。 以上です。
会 長	ありがとうございました。 計画の推進に関しましては、これは、第2期の障害プランの中でも、第6章のところに、計画の推進とあり、その中にPDCAサイクルがあって、庁内の相互の連携とか具体的に書いてあるので、その97ページ、98ページの文言をもう少し充実させていただくといいかなと思います。 よろしくお願いいたします。 大和園についてはよろしかったですね。
B委員	先般の会議の中でも少しお話しさせていただきましたけども、今回できました計画につきましては、詳細に説明していただきまして、今話題になっていますように、大和園、それからふれあいホームみずほ、その辺りを有効的に活用していくということは、理解できるのですが、やはり、私も心配しているのは、民間だけではなかなか賄えない部分もある。 先般もお話ししましたように、非常に生活の苦しい方、費用面での問題、それから、民間では、やはり、精神の方についてはかなり差別化がある。特に、ほたるさんの方でも、精神の方は入居を受けられない。 こういったようなことがあります。 そういったことから、当面は、この計画で進められるということも結構かと思えますけれども、やはり公的な機関として、もう少しこの文言を加えていただきたいと思うのは、先ほど言いました部分の、民間としてどうしてもやれない部分、民間施設としての機能不足、こういったところの問題、それからやはり、公としてのグループホームを設置する費用面の問題、それから差別の解消といった問題です。 そうしたことについての整備を引き続き進めていただくということで、そういった文言をこの中に補強してはどうでしょうか。 大和園の施設については、やはり緊急避難的な、短期的な処置かと思います。 やはり長期的にグループホームの利用という段になると、なかなかできないのではないかなということで、もう少しこの文言をさらに公的機関を運営するグループホームの支援も、引き続き進めるということ、付け加えてはどうでしょうか。
会 長	ありがとうございました。 どうでしょうか。
C委員	実際、公的なグループホームというのは全国的には、整備が進んでいるものなのではないでしょうか。
B委員	全国的には、この地域で言うなら羽島市とか、養老町、岐阜市にもある。

D委員	すみません。 万灯会ですけれど、羽島市においては民間の社会福祉法人、うちも含めてですけれど、民間によるグループホームの設置はありますけど、市で建てたグループホームというのはありませんし、養老町の場合も、社協から寄付を受けてできたところであると聞いているので、公的に進めているというのは、このエリアでは聞かないです。
C委員	そういった、今の時代に、完全な公的な施設母体になるものとして、そういうのはあまり進められていると思わなかったものですから。 グランビアにはあるかと思うのですが。
D委員	それと岐阜市さんも、今まで、恵光学園さんが持っていた、ケアホーム恵光さんも昨年度から和光会さんの方に委託という形になっている。
C委員	それは、コストの問題とか、どういう問題でそうなるのか行きますか。
D委員	経緯はちょっと存じ上げないのですが、コストの問題もどうかということと、やはり入居される方の障がいが多様化しているというところで、やはり、専門的な人材の確保、専門性を持ってやるべきところになるので、法的になってくると、その人材をどう確保すべきかということも非常に問題になってくるかなというふうに思います。
会 長	ありがとうございます。
E委員	精神が差別化と言われたんですけど、私、ちょうど今月、ここの施設について、精神の方の入所に関わったのですが、その人は病院から退院しましたが、家には帰すわけにはいかなかったのです。 お父さんとお母さんを殺しかけたので、絶対グループホームなんですけど、本人がグループホームに馴染む必要があったから、自分で決めてもらおうと思って、私、いつになく丁寧に5か所の見学へ行ったんですけど、そのうち2か所はほたるの里ですね。 ただ、瑞穂ではなく遠いところのほたるさんです。
B委員	2か所は瑞穂のほたるでしょう。 瑞穂の2つが精神の方を受け入れていない。
E委員	最近、今年から瑞穂のほたるは方針変えたんですけど、前は精神も入れていたんですけど、今年から強度行動障がいを受け入れます、というふうに変ったんですね。 知的障害とかの重たい自閉症を伴う人って、他の人を叩いたりとか物を壊したりとかする強度行動障害というのがあるんですけど、それって、結構、見るのはやっぱり難しいので、グループホームを選ばれるのですが、そういう人を専門にするグループホームになりますというふうに言われたので、それは、素晴らしいことだと思うのです。 ほたるの里さん、ですから、精神は対象ではなくなったけど、差別しているのではなくて、そこが、重い知的障害とかを見る専門になったということで、別のほたるさんは入れてくれた。 結局、ほたるさんじゃないところを、本人さんは選ばれたんですけど、いかにも若者が好きそうな、カッコいいグループホームが選ばれたのです

	けど、結局私が重要だなと思うのは、そうやって本人が選んで自分の好きなところに行ける、それだけの数が増えたということ、住むのは本人なので、自分が住むところ選んで、好きなところで好きなようにしたいというのを充足できるようなことになりつつあるというのが、すごくいいことだと。 もう1つ重要だなと思うのは、精神のお母さん、お父さん、この場合ちょっと大変だったのはお父さん・お母さんですけど、この人たちが精神を受け入れるグループホームは無いと思い込んでしまうと、このお母さんとお父さんは私が関わったお父さんたちなので、「もし何かあったら警察にいつてね、僕はなんとかするで。」と言っていたから、警察に行ってくれたので、なんとかあったのですが、これがもし私が関わってない、何も関わってない人で、精神はグループホーム、ダメだと思い込んでいた場合、死んでしまっているかもしれない。 「精神もグループホームがある、今は結構行けるよ。」ということを含んな知ってほしいなと思います。
会 長	はい、色々議論があるかと思いますが、文言についてはどうしますか。 なかなか公的なグループホームという部分の言葉を入れるのは少し難しいとは感じております。 ただ、アンケートでもそうなのですが、ここに書いてある障がい者自身の老後における「親亡き後」の生活の場の確保という、多分、非常に不安に思われているところもありますし、よくはなってきたと言いましても、委員の方からご指摘のありました精神障害とか重い障がい、医療的なケアが必要な障がい者になってくると、ちょっとまだ、充足ができてないという気がします。 この前の生活の場の確保の中で、3行目のところ、障がいの状態や生活状況等に応じて、と書いてありますので、ここのところは、障がいの状態だと、精神障害とか重い障がいで、生活状況も困窮状態の方も、言えるかと思えます。 それを踏まえて、需要の充足に関する施策の協議など、と書いてありますが、ここを重点的に取り組みますというところを、継続かつ重点的に取り組むとか、そういうちょっと用語を付けていただいて、市の方も、項目並べてありますが、やはり多分障がい者の方が、親さんもそうですし、色々な不安がありますし、それを少しやっぱ継続して協議をしていただけるということも、重要なのかなと思います。 よって、この最後の行の生活の場の確保に、継続的かつ重点的に取り組みますというような文言で、いかがでしょうか。 それは、継続的なので、今の問題も含めて議論していただければというふうに思います。 内容については、とりあえずここ2項目が上がっていますので、グループホームについて、これを実践的に話し合いながら、市の方はある程度グループホームに関しては、インセンティブを取りながら、民間だけじゃな

	くて、バックアップできるような、継続的な対応も将来的には委員のおっしゃっている通りかなと。 いかがでしょうか。 公的なグループホームというのは多分入れるのは、どうしても難しいかなとは思いますが、どうぞ。
D委員	実際問題、生活される方も含めて、ご家族さん、しっかりしてる場所がいいとか、公的な機関だったら安心だろうという、そういったものもあるかなとは思いますが、ただ、多分ここで大事というか、生活される障がいのある方の気持ちとしては、やっぱり、住み慣れたところがいいとか、瑞穂で、この土地で生活していきたいといった時に、ではグループホームがいくつ、選択、自分で選ぶことができるか、住める場所がこのエリアにどれだけあるか、自分で決めることができるか、そういったところが充足していくことが大事かなと思います。 瑞穂市、先ほどのほたるさんも、瑞穂市だけではなくて岐阜市であったり、遠いところにもあったり、色々な、その中で、だんだん専門性が、住み分けされてきてる状況ではあるのですが、それは、一つ大事かなとは思いつつも、このエリアで考えた時に、ほたるさんは、強度行動障害の方を受け入れるグループホームとしてこれから進めていく。 精神の方が、入れるグループホームを、今後、瑞穂市、どこが建てるとかいうよりは、そういったグループホームができた時に、このエリアでは、やはりちょっと精神の方の受け入れが、なかなか進んでいないので、そういったところを整備、精神の方も対応のグループホームを、対象にしてくださいという、そういった促しというか、そういった、アプローチは必要かなと。 どっちかという、多分、今、精神の方よりも身体の方のグループホームの方が、探すのが結構苦労しているところではあるので、そういったところも含めて、まだまだ多分、量的なところはちょっとずつ整備されつつも、その中で、色々な障がいの方が本当に安心して生活できるような環境を整えていくというのは、これから継続的にやっていかなきゃいけないかなと思います。
会 長	はい、ありがとうございます、どうぞ。
E委員	私も同意見です。 いつも福祉サービスで、今までA型事業者とか訪問系サービスがあったパターンで、このグループホームと一緒になんですけど、なんか、どっと増えるのですね。 どっと最初数が増えて、その後、質が問題にいつもなるのです。 その質で、いつも絞られて、安定していくというのがいつものパターンで、グループホームも同じことが今起きるだろうと思うのです。 私たちがほたるさんと同じこと考えていて、私たちはこれから気にかけないといけないのは質で、数はもう整ってくる、今も整いつつあるので、そこに精神を、ほたるはもう強行障害専門になったのであれですけど、

	他のグループホームに、精神もできるように私達が働きかけていくとか、虐待が起きないように働きかけていくとか、そういったアプローチをすべきだと思うのです。 また、それは、色々な機関がやればいいと。 協議会とかもあるし、色々な組織を使って、そういうクオリティを上げる取り組みをしていくのが正しいだろうなと。
会 長	はい、今、色々な議論が出ましたが、どうでしょうか。 市の協議会などで、グループホームもある程度、協議の場は継続しながら、多分障がい者の団体から見ると、グループホームの不安が正直払拭できていない部分があるので、そこはちょっと丁寧にやっていかないと、あるから、なんとかなるということだけではちょっと、乱暴かと思うので、先ほどE委員が言われた、選択ができるグループホームとなると、ある程度、やっぱりインセンティブをとって少し身体障害のケアなど色々なもので、幅広く入れられるグループホームを印象付けすればいいのかなと思いますので、ここの重点のところに、文言を少しだけ、加えていただければいいかなと思います。 いかがでしょうか、よろしいですか、次回、最終的な案が出来上がってきますので、その時に、いまのところ、少しすり合わせをして、追加の文言をいれていただいてもよろしいでしょうか。 それでは、ここのところはいかがでしょう、はい、どうぞ。
A委員	今、グループホームに行くという段階まで、私たちから見たら、家の方からグループホームに行く、とんでしまっているその間、移行するための準備というところがすごく大事になるということで、そういったところの支援が、そういったところの充実がほしいというのが親の思うところになります。 それが充実したものがふれあいホームから繋がっていくという、そういうのが、すごく欲しいというのは、他の方も思ってみえるところになります。 いきなり、グループホームに飛び込めないで、その間自分にはどういったことができるかとか、どういった支援、どういったこと、一人ひとりに対しての支援のあり方、そういうところを充実させていっていただけると、もう少しスムーズにそういったところに行けるのではないかなというのは思います。
会 長	はい、ありがとうございます。
E委員	私は、それをお母さんたちに説明するのです。 A委員さんが言われたように、お母さんたち、わかっているけどやれないのです。 しかも、そのお母さんたちもB委員さんが言われるように、逼迫感、差し迫ったものを感じておられる。 もう自分年だから、何かあったらどうしようというのを感じておられる。

	確かに言われることはあっているのです。 前に言いましたが、2025年問題というところで、皆さんおっしゃっていて、75歳にもうすぐになれる世代の方たちが多いので、グループホームに実際繋がっている人たちも、何かあった時に繋がる人が多いですよ。 骨折して緊急入院とか、ガンが見つかって検査入院、この間は難病が見つかって検査入院でした。 そういうのは皆さんお年なので、病気になられる。 私、お母さんたちにいつも言ってるのは、そういった時に急にグループホーム使うとなると、本人さんがすごい負担がかかっちゃうから、あらかじめ、そういうところに慣れるように、色々なものをさっき言ったみたいにやれているから、自分はどこがいいかというのをメモし、つけていただいて、ぜひ、体験とか、通所利用型短期入所を使ってほしい。 グループホームって空き部屋にしておくのは損だと思うので、そこを短期入所というふうにするのが大体多いのです。 短期入所というのは、1泊とか2泊とかで泊まるというものです。 色々なところでやっていますが、そういうところに定期的な利用をしていって、いざという時に備えてほしいし、なんとなく調子良かったらそのまま移行していくというのが、本人たちにとっても、お母さんの心配にとってもいいだろうし、事業者にとっても、本人たちのことを思っただけというふうだから、とってもいいので、「ぜひやってくださいね。」 「見学にいきたいと決心がついたら私に言ってくださいね。」と言っているのですが、なかなかできなくて。
会 長	これは、協議のあり方も含めて、検討していきたいと思います。
B委員	今の問題で、大和園の活用です。 大和園について今言われたように、短期入所、そういったことを、ぜひ、お願いしたい。 つい最近、私どもの会員の方で、市役所の窓口へ行って、そういったことを受け入れていただきたい、お願いしたいと言ったら、緊急でないとダメですと、言われたそうですけれども、今、E委員さんも言われたように、急にこういった入所が入った時に、やっぱり当事者というのは、そういった対応がなかなかできないと思います。 したがって、こういった短期入所で色々訓練をしてそういった勉強をしていくことによって、スムーズな入所ができると思いますので、大和園の有効活用という観点からも、短期入所、そういったことをぜひお願いしたいと思います。
会 長	はい、ありがとうございます。 この内容の項目に、もとす広域連合が管理する高齢者施設の活用の要請などという文言が入っていますが。

D委員	すみません。 大和園さん、あくまで大和園さんの短期入所の件は、元々は介護施設というところなので、今回の地域生活支援拠点の緊急ショート、緊急時の受け入れということで、広域連合との契約でのスタートになっています。 実は、私、大和園さんを見学させてもらって、施設長さんにこの感じで継続できそうか、平常時も使わせてもらうことはできますかと聞いたら、はっきりと、あくまで今は緊急対応のみですと言われました。 しかし、今後、色々な方を受け入れるにあたって、障がいのこととも理解していきたいということで、他の施設も見に行くだとか、うちの入所施設をぜひ見学したいとか言われ、受け入れをとにかくしていきたいというような考えではおっしゃっていただいているので、少し時間はかかるのかとは思いますが、そういった話も耳にしているので、今はちょっと緊急、どちらにしろ、あそこは近所の人しか今多分受け入れができない。 そこで、日常的な生活、いわゆるグループホームの方になるとか、そういった話では今のところないかなと思うので、あくまでそこは緊急的な、どちらかというところと他のグループホームさんとかで、さっきE委員さんが言われた、通所型の短期入所とか、あとは、グループホームでも、年間50日の体験で練習ができるという、そういったやり方もありますので、そういったものも活用しながら、自宅以外の場所で、それだと、色々なグループホームを本当に体験していただいて、自分で住むところを決める。 先日、他の市外の方ですけど、2か所ぐらい体験していただいて、11月から入居される方もいたりしますので、そういった使い方をされるというかなと思うし、そのあたりは、本人さんに、行政の方にご相談いただくと、そういったところは教えていただけるかと思います。
会 長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	D委員さんが言われたように、今の緊急宿泊事業は、あくまでも緊急時に特化した事業ですので、窓口に来ていただいた方に大変申し訳なかったのですが、平常利用というのは、今はお受けすることができません。 大和園さんも、今は高齢者に特化した施設ですので、ちょっとなかなか障がい者の方を常時受け入れるというのは、そういった視点も取っていませんし、そういった使い方は難しい。 元々大和園さんを活用しようと思ったのは、先ほど申し上げたように、養護老人ホームがすごく空いているというのと、あと地域生活拠点における緊急時の受入れの場を確保したいという思いから、大和園さん、広域連合さんの方に話を持っていったところ、そういうことであれば、どうしても保護者の方が、介護ができなくなったりとか、災害が発生したりとか、もしくは虐待とか、というようなどうしてもやむを得ない理由で行き場がない場合は、ショートステイなら使いましょうと、おっしゃっていただけたのでこの事業が今年度からスタートしたという経緯があります。 B委員さんがおっしゃったように、今後はそういうふうに平時でも利用できるようなふうに、大和園さん、変わっていただきたいというこ

	となのですが、先ほど大和園さんから聞き取りがあったと申し上げたと思うのですが、その際にも事務局の方からは、大和園さんの方にそういったグループホームであるとか、障がいの方ショートの実業であるとか、そういったものに、もし施設的に余裕があるのであれば、そういう方向に乗り出してほしいというふうに要望は出しておきましたので。 なかなかちょっと難しいのは、広域連合というのは、2市1町で作っている組織でございますので、瑞穂市の意向だけでは動かない、北方とか本巢さんの方も賛成していただかないと動かないので、ただ今後、大和園さんの事業再編の問題は、まだ今後少し続くかなと思いますので、機会があれば、大和園さんの方に障がいの事業から踏み出してほしいということは、引き続き要請といいますか、お願いをしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
会 長	ありがとうございました。 よろしいでしょうか。 引き続き色々な取り組み案を継続していきながら、この件については、この形で、生活場の確保のところに、もう少し文言を追記していただけるといいかなと思います。 他にご意見がありましたらいただければと思います。 ③も重点項目ということで、障がい者の地域生活拠点、こちらは新たに去年立ち上がりました。 大和園のお話も、この緊急の対応ができるということで3項目が挙がっております。 精神障害者の対応ということにもなろうかと思いますが、ここはよろしいでしょうか。 これは、障害者地域生活支援で、地域になります。 地域の項目ということで、入院中の精神障害者の地域移行、地域包括的ケアシステムが、精神障害にも対応する。地域生活支援拠点が立ち上がったので、事業評価は改善していく。それは地域生活拠点の対応ということになっております。 それでは、ちょっと時間の関係で、進めさせていきたいと思います。 今度は(3)69ページのところで、相談・情報提供・人材育成ということで、ここは5項目が入っております。 まずは、簡単な概要の説明がありまして、①が相談体制の充実になっております。 ここは5項目なのですが、上から3番目のところが、新しく基幹相談支援センターが立ち上がりましたので、体制・機能の強化ということになっております。 あとは自立支援協議会における相談支援事業の充実・強化も併せて行っていくとなっています。 70ページは、②の情報提供ということで、こちらも6項目あります。 ただ、一番下のところ、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施

策推進法というのが新しく入ってきたのですかね。

その項目に施策の充実という文言が入っております。

最後のところも含めて、いかがでしょうか。

上のところ、5項目は従来通り変わらない。

よろしいでしょうか。

何かご質問等あれば、手を挙げていただければと思います。

それでは、③権利擁護というところに入っていきたいと思います。

権利擁護は、成年後見制度のところ、メインになろうかと思いますが、4項目ございます。

特に、追加されたのが、一番下の、虐待防止研修の開催ということで、これは、実は去年から自立支援協議会の方で開催をさせていただいております。

これを新しく文言を加えて、研修を行うことで、差別解消、虐待の根絶に取り組みますという文言になっております。

ここまでよろしいでしょうか。

それから、72ページは、④発達障がいのある人への支援ということで、その説明がございます。

それから、項目としては発達障がい支援の連携体制の整備になりますが、これはいかがでしょうか。

質問や追加等ございますか、よろしいですか。

それでは、次、⑤は福祉人材の育成で、ここも2項目なのですが、追加がございます。

基幹相談支援センターが立ち上がったというところもありまして、自立支援協議会とともに、色々な研修を行って、人材の育成を行っていくということで、特に大きな問題はないかと思いますが、よろしいですか。

それではまず基本目標の1番目、総合的な生活支援の体制づくりは以上となりますが、よろしかったですか。

3分野で、それぞれの項目が挙がっていますがよろしいでしょうか。

次は、2番目のところ、73ページから、共生社会の基盤づくりということで、こちらも3分野にわたっております。

(1)療育・保育・教育というところで、簡単な説明がございまして、SDGsは3と4に該当します。

①が早期療育・保育の充実というところになります。

ここはちょっと一部、文言の修正が入っています。

総合保育の充実のところの下から2番目、看護師の派遣業務委託を行いというのは看護師の配置によりということで、文言の修正が入っております。

それから、ちょっと下の方に行きまして、発達障がい児への専門的対応ということで、色々な職種が書かれている中で、臨床心理士で良かったのですかね。

今は、新たに国家資格だと公認心理師となっているのでは。

	訂正をしていただくか、臨床心理士はたぶん以前の資格なので今は公認心理師かな。
事務局	はい、会長おっしゃるように、今は臨床心理士さんと、公認心理師さんの2つ資格があつて、並行して動いている感じなので、おっしゃった公認心理師の資格も確かにあるので、付け加えておきます。
会 長	その他、早期療育・保育の充実について、保育士の不足が大変だと聞いておりますが、その辺りも書いてあると思いますが、よろしいでしょうか。 何かありましたら後ほどでも結構ですので、ご提案いただけたらと思います。 では、74ページの②学校教育の充実について、こちらの方も、色々な障がいの記載をいただいております。 教育の場においても「合理的配慮」を踏まえた取組ということで、差別解消法が多分、来年度からほぼ追加されてくるので、細かいところが規定されてくると思います。 6項目ございまして、一番下に教員の専門性の向上が、新たに追加されております。 いかがでしょうか。 それぞれの項目で、何か追加やご質問等ございますか。 これも第3次の障害福祉計画の内容を踏襲されてると思いますが、よろしかったですか。 では、次、進みたいと思います。 75ページ、③切れ目のない支援の仕組みづくりということで、これも重点項目になっております。 4項目挙がっておりますが、4項目のうち母子保健事業の充実は再掲となっています。 先程のとおり、障がいの予防の言葉から、予防の2文字を削り、障がいの早期発見に修正となります。 また、専門員の配置の項目について、臨床心理士の活用によると書いてあるのでこれも臨床心理士、公認心理師の両方を書いていただくといいのかなと思います。 それから④が新規になります。 ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保ということで、これが社会的な問題になっておりまして、新しく項目が挙がっており、家族支援、サービス提供体制の確保を行うということで、対応についても、これは多分これからの課題かなとは思いますが、市の方も新規記載でそれについては対応していく必要があると思います。 いかがでしょうか。 75ページの③④のところ、よろしいでしょうか。 では次に行きまして、76ページのところが、雇用と就業になります。 (2)のSDGsについては、8番と10番です。 推進施策の①障がいのある人の就労に対する理解促進ですが、項目が3

	項目挙がっております。 これも特に大きな変更はないと思います。 よろしいでしょうか。 それから、77ページの②多様な雇用・就労の促進の推進施策ですが、重点項目になっております。 項目は8項目が挙がっておりまして、上から2つ目の職員等の採用の項目が追加となっております。 職員研修として障がい者雇用に関する研修を、啓発活動も含めて、市の方でも対応していただく項目になります。 ジョブコーチ等各種支援制度の普及啓発の項目も、どうでしょうか、よかったですかね。 それから、次のページの78ページの③就労定着支援の推進施策ですが、項目が就労定着支援の充実となっております。 これも特に問題はないかなと思います。 最後になりますが、79ページ(3)スポーツ・レクリエーション、文化活動の分野になります。 ここは推進施策が3つになります。 最初の総合的な説明文章は、障害者の文化芸術活動推進法という法律ですかな。 障害者文化芸術活動推進法という法律に基づいて、新たに付け加えられたところもあります。 80ページは、①の推進施策が芸術文化活動の推進ということで、これが重点施策に挙がっております。 これはいかがでしょうか。 6項目で、一番下のところが追加の項目になる文化芸術活動の推進で、ここも一部差替えのところもありますので、ご確認をいただきたい。 これは、タイトルと64ページの計画体系のところの項目があるのですが、これはスポーツ・レクリエーション、文化活動の(1)生涯学習の推進ということでよかったでしょうか。 芸術文化活動の推進に修正しますか。
事務局	案の方をお認めいただければ、ここは、次回修正して、重点事項という項目を付け加えて、併せて文言を修正します。 次のバリアフリー化の推進の箇所も、今回バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進と変えておりますので、次回この表の修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
会 長	はい、ありがとうございます。 ①はよろしかったですかね、中身については。 結構色々な項目があがっておりますけれど。 それでは、81ページの②障がい者スポーツ活動の推進というところで、これも5項目あります。 こちらは下から2つ目の項目について、実演しの文言を実現できるよう

へと修正される予定です。

それ以外は大丈夫ですかね。

それから、最後は③情報コミュニケーション支援の充実ということで、こちらも3項目挙げておりますが、従来通りで、大きな変更はありません。

次の83ページは、全ての人にやさしいまちづくりというところで、(1)まちづくりの分野になります。

この推進施策は2つで、①がバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進で、4項目ございます。

下から2つ目項目の住宅におけるQOLの向上が、第3次から変更になっています。

次の84ページが、②防災・防犯対策の充実の推進施策になります。

これは、次のページ含めて9項目になります。

上から3つ目のところの項目の内容が少し変更になっております。

下から2つ目の福祉避難所の充実というところも、追加の文言が入っておりますがよろしいですか。

避難行動要支援者の名簿も進めていくということで、これが85ページの真ん中にありますが、よかったですか。

次に進みます。

86ページから、(2)啓発・広報ということで、これが、最後の分野になります。

①障がいを経験する差別の解消の推進、これも重点施策に挙がっております。

これはページをまたいで7項目に挙がってきております。

特に7項目のうちの、下から2つ目の差別の解消と合理的配慮の推進については、瑞穂市でも人権尊重都市宣言を行ったことで人権意識の高揚を図りますという文言が入っています。

ここはいかがでしょうか。

障害者差別解消、これはだんだんと少しずつやっぱりいろいろなところで、必要なことかと思えます。

②の福祉教育の推進のところは、これは、2項目になります。

1つ目の障がいがある子どもたちについての、という文言が障がいについての正しい理解ということで、文言修正が入ります。

それから、88ページの③ボランティア活動の推進ということで、これも2つ目の街角ボランティアというのが、福祉のこころの育成・啓発という文言に修正されます。

次に、④当事者組織活動への支援ということで、これも、第3次の計画と同じだろうと思えます。

以上になりますが、どうでしょうか。

第4次瑞穂市障害者計画の中をざっと見ていただきましてこれだけはこのとおりがありましたら、申し出てください。

それでは、第5章に入っていきますので、事務局より説明願います。

事務局	資料に沿って説明
会 長	ありがとうございました。 これについては、かなり実績値がありますので、それに基づいて算出していきます。 障害福祉計画の中でも16ページ、第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画の令和5年度は途中ですが、3年、4年、5年度の実績数が採用されています。 令和5年度について、現在空欄となっている箇所もありますけど、最終的には、実績数が入るかと思います。 だから、ここのところと、少し対比をしていただいて、先ほどの伸び率も、2パーセントという計算をしていただいていますので、それに合わせて、数値目標を決めていただいております。 89ページの最初のところですが、これは、入所者の地域生活移行ということで、今現在29名が瑞穂市で、それぞれの施設に入所されております。 その5パーセント増を移行するということで、2名の方の地域移行を目標値としてあります。 一応、妥当なところかなとは思いますが、それを踏まえて、90ページのところは、(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、活動指標の項目が色々挙がってきております。 協議の場の開催回数のほか、関係者の参加人数や地域移行の利用者数が、大体1名もしくは2名ということで挙がっております。 数値目標の設定の考え方もそれぞれ対応していただいております。 91ページが(3) 地域生活支援の充実ということで、地域生活拠点の整備が去年行われましたので、一応、全て面的整備が整備済ということになっております。 コーディネーターの配置などは、だいぶできておりますが、数値目標の設定の考え方もここに書いてあります。 (4) 福祉施設から一般就労への移行等につきまして、目標値、人数がずっと書いてあります。 設定の考え方も横並びでそれぞれ書いていただいておりますので、いかがでしょう。 1. 73倍、1. 50倍と少し人数を多く見て、一般就労への移行の人数を設定しております。 それから、(5) 障害児支援の提供体制の整備等ということで、これは提供体制ですので、児童発達支援センターなど色々な事業所の内容になります。 ここは構築済、確保済ということになっておりますので、今のところ、ここは充足しているかと思いますがよろしいですかね。 (6) は、相談支援体制の充実・強化等となります。 基幹相談支援センターは、瑞穂市は設置済ということになります。

活動の指標についても、令和6年、7年、8年度で、それぞれの件数が記載をされております。

数値目標の設定の考え方も、下のところに、説明が加えられていますので大体、よろしいでしょうかね。

それから、94ページが、(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築ということで、これも活動指標が入っております。

無し、あるいは0回というのもありますけど、よろしいですか。

これも従来通りだと思いますが、良かったですかね。

それから(8)が発達障害者等に対する支援ということで、これはペアレントトレーニングとかピアサポートの活動ということで、保護者、支援者の人数がそれぞれ書かれております。

ここは以上になりますが、よろしいでしょうか。

次の95ページからは、第3期の障害児福祉計画も入ってきております。

(1)が、訪問系サービスということで、サービス内容の説明が簡潔に記載されています。

5項目で、居宅介護から重度障害者等包括支援までのサービス内容と必要な量の見込みが記載されています。

障害者総合支援プランでいきますと、25ページのところが、令和3・4・5年度の数字が出ております。

それに対し、今回、令和6・7・8年度のそれぞれの居宅介護、重度訪問介護の数字が記載をされています。

こちらは、延時間数の分母がひと月ということで計算されております。

つぎ96ページのところは(2)日中活動系サービスということで、生活介護から短期入所、福祉型と医療型ということで、11項目あります。

右の方が必要な量の見込ということで、生活介護と重度障害者の件数が入ってきております。

それから就労のA型と、B型が入ってまして、短期入所の人数がそれぞれ記載をされております。

それから98ページが、(3)居住系サービスということで、これが3つになります。

グループホームも含めてということになりますが、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援となります。

98ページの右の方が、見込量確保ということで、それぞれの項目について書いてあります。

施設入所支援は、今のところ29名です。

共同生活援助は、令和6年度が36人、7年度が38、令和8年度が42人と人数が少しずつ増えております。

(4)相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援が項目になります。

	計画相談支援が本市では圧倒的に多いのかなと思います。 １０１ページは、（５）障害児通所、入所、相談支援で、５つのサービスがあります。 特に、放課後等デイサービスが、利用されるお子さんの数が圧倒的に多いようです。 児童発達支援も件数としては多いですが、いかがでしょうか。 あと、保育所等訪問支援など、この辺は数が少なく、このような形になっております。 いかがでしょうか 放課後等デイと児童発達支援は、利用者の人数が増やしてありますがよろしいですかね。 次に１０３ページは、地域生活支援事業の見込量ということで、３項目挙がっております。 これは、色々な研修事業等になりますが、障害者相談支援事業が８か所ということと、成年後見制度利用支援事業の見込量が一人ずつで入っております。 それから１０４ページも、成年後見制度の法人後見支援事業、これは特に今のところは予定がないです。 意思疎通支援事業は、手話通訳者の派遣事業が見込人数が、入っております。 次に、１０５ページが、日常生活用具給付等事業、中身は６項目に分かれておりますが、排泄管理支援用具などは、これは、ストーマとか、そういったもののサポートになり、ご覧のような件数が入っております。 手話奉仕員養成研修事業も、この人数で算出しています。 １０６ページは、移動支援事業ということで、２３人、２５人、２６人という人数で挙がっております。 地域活動支援センター事業も３箇所、最後になりますが、任意事業ということで、訪問入浴事業と日中一時支援事業が入っております。 それぞれの人数は、実利用者数になりますが、訪問入浴が５名ずつ、日中一時支援が、１３人、１４人、１５人ということで、これは瑞穂市独自のサービスということですかね。 ざっと、今確認をさせていただきましたが、いかがでしょうか。 実績数ということで、特に、大きな問題はないかと思いますが、ご指摘やご意見は、どうぞ。
D委員	２点質問がありますが、９８ページの施設入所支援の見込数が２９人となっている。 令和８年度末で２９人ですが、８９ページには施設入所者数の目標値が２７人となっていますが、どちらが正しいのでしょうか。 もう一点は、先ほどから話の出ているふれあいホームみずほの事業について、良く分からないのでお聞きしたいのですけど。

事務局	1点目のご質問につきましては、令和8年度末で27人が正しいので、98ページを修正します。 2点目の地域支援事業につきましては、厚生労働省の方が必須事業と任意事業という形で事業を示しておりまして、今回、必須事業と任意事業の分だけ挙げてあるような状況となっております。 実は、前回の、その前のプランで言いますと、例えば94ページの(2)優先調達だとか、95ページの(3)市職員の障害者雇用、ここは今回まだ載せてございません。 今回載せたのは、国が示している市町村対象事業、事業としてやりなさいよという必須事業と任意事業です。 その分しか載せてございませんので、それ以外の部分については、次回の策定委員会時に出させていただこうとは思いますが。 ふれあいホームについては、今のところは考えていないのですが、もし必要であればまた検討します。
会 長	3年間のデータは、あるのでしょうか。
事務局	利用者数であるとか、そういった実績であれば、別途拾い上げておりますのでデータはございます。
会 長	そうですね、ふれあいホームについては、確かに予算的には、地域生活支援事業の中で実施しているのですが、先ほど申しましたように、国の地域支援事業の中で、明確にここという意味で位置づけられておりません。 今後、6、7、8年度と、どれだけ見込みを立てるかというところ、厳しいところがあります。 厳しいというのは、現在示しているパターンだとか、何かこういうふうには、将来的に利用をもっと促進するにあたっては、逆に、少し減らしていきたいとか、その辺は委託業務を請け負ってもらっている事業者さんのこともあったりするので、なかなか目標というか、見込量を立てにくいところがあります。 よって、計画やこの支援プランに馴染まないかなというところで、外しております。
会 長	それでは、事業を項目に出すのは大丈夫ですか。 事業の項目、この年度で、何回とかではなくて、ふれあいホームの活用を事業の中でやりますというのは挙げてもいいのかなと思うのですが。
事務局	ふれあいホームとして項目を作り、事業概要を挙げることは考えられますが、見込量を立てるのは難しいところがあります。
会 長	それでは、こういう事業をしていますという広告だけでもいいんじゃないかと思しますので、足してもらおうということでお願いします。 他はいかがでしょうか。 素案については、大体ご承認いただいたと思います。 次回は最終案が示されると思いますが、その後、パブリックコメントを実施し、完成が3月末になります。 最後に、ご質問とか追加等、よかったですか。

事務局	75ページの、③の切れ目のない支援の仕組みづくりの表の中の専門員の配置の項目ですが、先ほど会長さんより臨床心理士だけでなく公認心理師も付け加えたらどうかというご指摘をいただいたのですが、こちらの方は、幼児教育課に確認をした際、実際に動いているのは、臨床心理士というふうに聞いています。 よって、この書きぶりは現行実施しているという書き方ですので、公認心理師を入れてしまうと実態と離れてしまうので、修正無しにした方がいいのかなと思います。
会 長	はい、わかりました。 他はありませんので、本日の議題については終わらせていただきます。 (2) その他につきまして、事務局よりお願いします。
事務局	第4回は今回の修正と会場の都合を考慮しますと、12月14日木曜日の13時半からの開始で良いかと考えておりますが、いかがでしょうか。 12月14日木曜日の13時半から、場所は穂積庁舎の3階の大会議室を現在押さえてございます。
会 長	事務局の方からご提案ございましたが、次回は、12月14日木曜日の13時半から、場所は穂積庁舎の3階の大会議室でよろしいですね。 次回は、最終的な案になりますので、確認事項ということになります。 大体、細かいところまで含めて、完成版の形で各委員の皆さんにもご検討いただければと思います。 私の議事進行の任務は終了させていただきます。 本日はありがとうございました。 それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。
事務局	会長様はじめ委員の皆さんには、本当に長時間にわたりまして、慎重なご審議の方をいただきまして、誠にありがとうございました。 また第4回に先立ちまして、出席のご案内と事前配布する資料を事前に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。 以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。 お帰りの際は事故等に気を付けてお帰り下さい。 本日はありがとうございました。